令和５年度　稲城市商工会

新製品・新技術・ＩＴツール導入・知的財産支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、経済社会環境の変化や急速な技術革新のなかで、その変化に対応するため、稲城市商工会の会員事業所が、新製品、新技術の開発などを推進するに際し、その経費の一部を本事業の予算の範囲内にて補助することにより、市内中小企業の振興を図り地域経済の発展に寄与することを目的とする。

　（補助対象事業）

第２条　補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、稲城市内に主たる事業所を有する稲城市商工会の(削除)会員で、引き続き１年以上事業を営む中小・小規模事業者(以下「商工会会員」という。)が当該年度内に行う事業で過去に同一の案件で過年度の本補助金その他の公的助成を受けていないもののうち次の各号に掲げるものとし、いずれの事業についても第5条に定める交付決定を受けた後に行うものに限る。詳細については別途定める。

　(1)工業部会員が行う新製品等の開発のための調査・研究・企画事業

　(2)工業部会員が行う新製品・新技術の研究、開発のため、産学提携で行う研究事業(3)工業部会員が行う生産性向上のためのＩＴﾂｰﾙ導入及びｸﾗｳﾄﾞ導入に係る事業

 (4)商工会会員が営む事業に係る国内の知的財産など所有権の取得申請に係る事業

　（補助金の額）

第３条　補助金の額は、予算の範囲内において、(1)及び(2)に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

1. 前条(1)、(2)及び(3)の事業　事業に要する経費（消費税額及び地方消費税に相当する額を除く。）の３分の２に相当する額。ただし、１商工会会員当たりの補助金の額が５０万円を超える場合には、５０万円を限度とする。
2. 前条(4)の事業

ア　商工会会員が工業部会員である場合

事業に要する経費（消費税額及び地方消費税に相当する額を除く。）の３分の２に相当する額。ただし、１商工会会員当たりの補助金の額が２０万円を超える場合には、２０万円を限度とする。

イ　商工会会員が工業部会員以外である場合

事業に要する経費（消費税額及び地方消費税に相当する額を除く。）の２分の１に相当する額。ただし、１商工会会員当たりの補助金の額が１０万円を超える場合には、１０万円を限度とする。

1. 補助金額の算定において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

　（補助金の交付の申請）

第４条　補助金の申請は、１商工会会員（代表者が同一である他の商工会会員及びその商工会会員が実質的に経営に参画している他の商工会員を含む。）が１事業年度に１回とし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。尚、申請受付締め切りを８月末日と１１月末日の年２回とする。

　ただし、第２条(4)知的財産など所有権の取得申請に係る事業は、１月末日まで随時受付とする。

1. 第２条(1)、(2)及び(3)の事業 補助金の交付を受けようとする商工会会員は、稲城市商工会新製品・新技術・ＩＴツール導入・知的財産支援事業費補助金交付申請書(様式第１号)に、次に掲げる書類を添付して稲城市商工会長に提出しなければならない。

ア 登記簿謄本（個人の場合は住民票）の写し(＊発行日が3ヶ月以内のもの)又は

直近の確定申告書別表一(個人の場合は確定申告書第一表)の写し(＊税務署の収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること)

イ 開発製品・ＩＴツール導入・システム等の説明書・図面など補助対象事業の内容が具体的にわかるもの

ウ 当該事業に工業所有権がある場合は、登録の写し

エ　経歴（社歴）書、会社案内等商工会会員の事業概要がわかるもの

オ　直近の法人市民税(個人市民税)領収証書の写し等

カ　補助対象経費の積算根拠となる見積書等

1. 第２条(4)の事業　補助金の交付を受けようとする商工会会員は、稲城市商工会新製品・新技術・ＩＴツール導入・知的財産支援事業費(知的財産の取得申請事業)補助金交付申請書(様式第1号-2)に、次に掲げる書類を添付して稲城市商工会長に提出しなければならない。

　　ア 登記簿謄本（個人の場合は住民票）の写し(＊発行日が3ヶ月以内のもの)又は

直近の確定申告書別表一(個人の場合は確定申告書第一表)の写し(＊税務署の収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること)

イ 補助対象事業の内容が具体的にわかるもの

ウ　経歴（社歴）書、会社案内等商工会会員の事業概要がわかるもの

エ　直近の法人市民税(個人市民税)領収証書の写し等

オ　補助対象経費の積算根拠となる見積書等

 (補助金の交付決定)

第５条　補助金の交付決定は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

1. 第２条(1)、(2)及び(3)の事業 補助金の交付の申請があった場合は、稲城市商工会長は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、かつ別に定める稲城市商工会新製品・新技術・ＩＴツール導入・知的財産支援事業費補助金審査会設置要領に基づく稲城市商工会新製品・新技術・ＩＴツール導入・知的財産支援事業費補助金審査会の審査結果を参考にし、補助金の交付を適当と認めるときは、稲城市商工会新製品・新技術・ＩＴツール導入・知的財産支援事業費補助金交付決定通知書(様式第２号)により速やかに補助金の交付の決定をしなければならない。
2. 第２条(4)の事業　補助金の交付の申請があった場合は、稲城市商工会長は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、稲城市商工会新製品・新技術・ＩＴツール導入・知的財産支援事業費(知的財産の取得申請事業)補助金交付決定通知書(様式第2号-2)により速やかに補助金の交付の決定をしなければならない。

　 (補助事業計画変更等)

第６条　補助金の交付を受けた者が行なう事業の内容及び経費の配分を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ稲城市商工会新製品・新技術・ＩＴツール導入・知的財産支援事業計画変更承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、稲城市商工会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第７条　第２条(1)、(2)及び(3)の事業 事業につき補助金の交付決定を受けた者は、その事業年度の２月末日までに、稲城市商工会新製品・新技術・ＩＴツール導入・知的財産支援事業実績報告書(様式第4号)、その他稲城市商工会長が必要と認める書類を稲城市商工会長に提出しなければならない。また求められたときは、実地調査に応じなければならない。

(2) 第２条(4)の事業　事業につき補助金の交付決定を受けた者は、その事業年度の最終月までに、稲城市商工会新製品・新技術・ＩＴツール導入・知的財産支援事業実績報告書（知的財産の取得申請事業）(様式第4号-2)、その他稲城市商工会長が必要と認める書類を稲城市商工会長に提出しなければならない。また求められたときは、実地調査に応じなければならない。

2補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を記載した帳簿並びに領収書を当該補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

　　(交付確定)

第8条　稲城市商工会長は、前条の規定により報告を受けた場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査し、補助対象事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、稲城市商工会新製品・新技術・ＩＴツール導入・知的財産支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定を受けた者に通知する。

　　（補助金の請求及び受領）

第9条　補助金の交付確定を受けた者は、稲城市商工会長に稲城市商工会新製品・新技術・ＩＴツール導入・知的財産支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

　　（交付）

第10条　稲城市商工会長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

　　（事後調査）

第11条　稲城市商工会長は、補助金交付後、補助金の効果を調査するために対象商工会員の事業所を事後調査することができる。

　　(交付決定の取消し)

第12条　稲城市商工会長は、商工会会員が、次の号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

1. 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
2. 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
3. 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
4. その他稲城市商工会長が交付決定の取消しを必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第13条　稲城市商工会長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずることができるものとする。

　　（委任等）

第14条　この要綱に定めるもののほか、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、別に稲城市商工会長が定める。

附　則

１．令和５年４月２５日　理事会承認

２．この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

３．令和４年度　稲城市商工会新製品・新技術・知的財産支援事業費補助金交付要綱（令和４年４月２５日理事会承認）は廃止する。

令和５年度　稲城市商工会

新製品・新技術・ＩＴツール導入・知的財産支援事業費補助金審査会設置要領

１　目的

　　稲城市商工会新製品・新技術・ＩＴツール導入・知的財産支援事業補助金の交付申請に基づき、当補助金の交付決定の参考とするため、稲城市商工会新製品・新技術・ＩＴツール導入・知的財産支援事業費補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査方針

稲城市内に主たる事業所を有する稲城市商工会工業部会員で、引き続き１年以上事業を営む中小・小規模事業者(以下「商工会会員」という。)が、(1) 新製品等の開発のための調査・研究・企画事業、(2) 新製品・新技術の研究、開発のため、産学提携で行う研究事業、(3)生産性向上のためのＩＴツール導入及びクラウド導入に係る事業のために係る経費の一部を補助し、市内中小企業の振興を図り地域経済の発展を図るものとする。

３　審査員

　　審査員は稲城市商工会、稲城市経済課及び学識経験者等合計５名をもって構成し、稲城市商工会会長が委嘱する。

　　審査委員に対して、１回の審査に１人２，０００円を支給する。

（但し学識経験者は１人１２，５００円とし、市職員は除く）

４　審査方法

　　審査は1件ごとに資格審査、書類審査、面接審査を行い、その総合的な評価に基づき、補助対象者を決定する。

1. 資格審査は、稲城市商工会が申請書類等に基づき行う。
2. 書類審査は、審査員が申請書類に基づき行う。
3. 面接審査は、審査員が申請者と面接により行う。

５　審査項目及び内容

　(1) 資格審査

　　ア　稲城市商工会新製品・新技術・ＩＴツール導入・知的財産支援事業費補助金交付要綱第2条に掲げる資格のある者

　　イ　申請内容に虚偽不正のない者

　(2) 審査基準

　　　既存の同種製品・技術等に比べて次の項目で優秀なもの

　　ア　新規性（着想、創意工夫、斬新性等）

　　イ　優秀性（機能、信頼性、拡張性等）

　　ウ-1　市場性（市場ニーズ、コスト要因、価格競争等）

　　ウ-2　生産性向上のためのＩＴツール導入及びクラウド導入

　　エ　実現性（応用力、正確度、効率性等）

　　オ　補助金の必要性（事業計画と資金計画との整合性等）

　　ウ-1　は審査方針の(1)、(2)　ウ-2　は審査方針の(3)

６　補助金対象経費の査定

1. 補助金対象経費は、研究又は試作に直接必要な最小経費とする。
2. 補助金対象経費は、次に掲げるものに要する経費とする。

　　ア　大学及び公共機関等との研究費

　　　・　委託協同研究費、指導謝礼金

　　イ　開発経費

　　　・　開発に要する原材料及び副材料費、機械工具費、研究用機械装置購入及びリース料

　　　・　設計料、外注加工費、試験依頼等外部委託経費

　　　・　専門家謝金

　　　・　開発に要する直接人件費（自社の役職員が研究に従事する場合の人件費及び委託研究先の大学等の学生を研究助手として臨時に雇用する場合の経費を含む。）

　　ウ　専門機関による市場調査、文献調査、デザイン等の外部委託経費

　　エ　ＩＴツール導入及びクラウド導入経費

　(3) 直接人件費の基準は、次のとおりとする。

　　ア　補助対象は、申請者以外の者とする。

　　イ　時間給は、1,500円を限度とする。

　(4) 補助対象経費は申請年度中に取得又は支出したものとする。

　(5) 試作・開発数量は、効果が確認できる最小数量とする。

７　実地調査

　　必要に応じて実地調査を行う。

８　評価基準

　(1) 書類審査および面接審査は、次の基準で行う。

　　ア　非常に優れている　　　　　　　　５

　　イ　優れている　　　　　　　　　　　４

　　ウ　普通　　　　　　　　　　　　　　３

　　エ　やや劣る　　　　　　　　　　　　２

　　オ　劣る　　　　　　　　　　　　　　１

　(2) 総合審査は、次の基準で行う。

　　ア　補助金対象者に適格　　　　　　　Ａ　総合点が20点×審査員数以上

　　イ　補助金対象者におおむね適格　　　Ｂ　総合点がCを超え、A未満

　　ウ　補助金対象者に不適格　　　　　　Ｃ 総合点が10点×審査員数以下

附　則

１．令和５年４月　　日　理事会承認

２．この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

３．令和４年度　稲城市商工会新製品・新技術・知的財産支援事業費補助金交付要綱（令和４年４月２５日理事会承認）は廃止する。